

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。

「質問の募集」要項は49頁にあります。

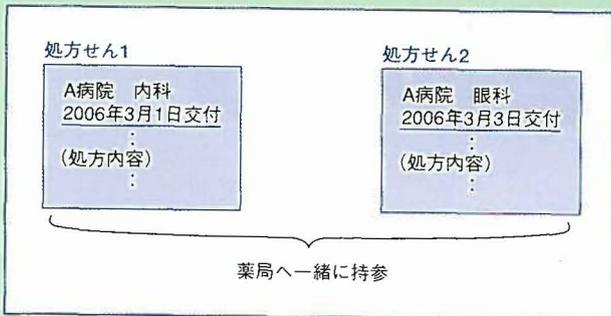
なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1 処方せんの受付回数について質問があります。同一病院の異なる診療科から、それぞれ別の日に発行された処方せんを患者が薬局へ2枚一緒に持参した場合は、処方せん受付回数は何回としてカウントするのでしょうか。



(大阪府 匿名希望)

A1 受付回数は1回となります。処方せん受付回数は、調剤報酬点数を算定する際、その基礎的な基準となるもので、調剤報酬点数表の多くの項目において、「処方せんの受付1回につき」所定点数を算定するような仕組みとなっています。ただし、処方せん受付回数のカウントについては、必ずしも処方せんの枚数と同一ではありません。保険薬局で同一日に同じ患者が持参する複数の処方せんを受付た場合、「同一保険医療機関の同一医師によって交付された処方せ

ん」または「同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方せん」については、「一括して受付1回と数える」とされています(2004年2月27日保医発第0227001号、厚生労働省保険局医療課長通知)。なお、ここで言う「一連の診療行為」とは、必ずしも同一の疾病によるものを指しているではありません。

したがって、ご質問のような同一医療機関から交付された複数の処方せんについては、診療科ならびに処方せん交付日の違いにかかわらず、患者が同一日に持参したものは受付1回としてカウントしてください。

ただし、歯科に係る処方せんの場合には、医科の処方せんとは別受付として回数をカウントすることになりますので、間違いのないよう注意してください。

Q2 午前中にA病院を受診して処方せんを交付された患者が、午前中のうちに、その患者の勤務している会社の近くのB薬局で調剤を受けた。しかし、その日の午後に変更してA病院を受診することとなり、午前中と同一の医師から追加処方として処方せんが交付されたが、今度は自宅の近くのC薬局で調剤を受けた。この場合、C薬局において調剤基本料を算定することは何か問題があるでしょうか。

(匿名希望)

Q
&
A

A2 C薬局で調剤基本料を算定することについては、何ら問題はありません。

調剤基本料は、処方せん受付1回につき所定点数(保険薬局の規模などに応じて異なる)を算定するもので、同一保険医療機関で交付された複数枚の処方せんを保険薬局で同一日に受付した場合には、受付回数は1回としてカウントすることとなっています。ただし、そのような処方せんを異なる保険薬局で別々に調剤した場合には、施設ごとに調剤基本料を算定することが認められますので、ご質問のケースについては何ら問題ないものと解釈します。

また、同一の保険薬局であっても、例えば午前の処方せん受付後に患者の病態が急変し、夜に再度保険医療機関を受診して処方せんを持参したような場合には、別受付として取り扱うことが認められています。

Q
&
A

Q3 次のような処方例(同一成分であるが、異なる銘柄の医薬品)の場合、内服薬調剤料はどのように考えるべきですか。朝食後と夕食後で、それぞれ調剤料を算定できるのでしょうか。それとも同一成分ということで同一医薬品とみなし、1剤(分2朝夕食後)とすべきでしょうか。

(千葉県 匿名希望)

<処方例>

プレドニン錠	5mg	1錠	分1朝食後	○日分
プレドニゾン錠	1mg	2錠	分1夕食後	○日分

A3 同一成分の医薬品ですが、それぞれ異なる製薬企業による別銘柄であることから、ご質問のケースについては2剤として内服薬調剤料を算定するものと考えます。

内服薬の調剤料は、「1日3回毎食後」、「就寝前」、「6時間ごと」などのように、服用時点が同一であるものを1剤としてまとめ、調剤した医薬品の種類数に関係なく算定するものです。ただし、同一成分であっても、異なる製薬企業による別銘柄の医薬品である場合には、同一の医薬品とみなしません。たとえば、同一成分の先発医薬品と後発医薬品が同時に処方されているような場合も同様です。

したがって、ご質問のケースは、異なる医薬品としてみなすこととなりますので、結果的に、内服薬の調剤料としては2剤(分1朝食後と分1夕食後)として取り扱うこととなります。

